

令和5年度 新潟県立佐渡中等教育学校いじめ防止 基本方針 実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

- ① 校長、教頭(2人)、いじめ対策推進教員・生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、学年主任(6人)、養護教諭、スクールカウンセラー(事案によっては、特別支援教育コーディネーター、学級担任及び部活動顧問等の教員を加えて「拡大いじめ対策委員会」を編成する)を構成委員とする。

(2) 校内研修

生徒指導に係る全職員対象の研修を毎年3回以上実施し、この中でいじめに関する研修は必ず実施する。

(3) 情報共有と関係機関との連携

- ① より多くの教員が生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、学年や生徒指導部、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーをはじめ全職員で情報を共有する。
- ② 家庭やPTA、関係機関との連携を図り、必要に応じて学校警察連絡協議会や「深めよう 絆 にいがた県民会議」、民間団体などとの連携体制を充実させる。

(4) 保護者との連携

保護者とも組織的に対応していくために、いじめの被害が疑われる時点で被害生徒の保護者へ連絡を行う。加害生徒の保護者へは、聴き取りの段階から連絡を行い、その後も密に連絡を取り合っていく。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年2回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。学校いじめ対策推進計画の年間計画には、いじめ防止のための啓発活動、職員研修、教育活動での取組、生徒アンケート、保護者アンケート、職員アンケートを入れる。

(2) いじめの起こらない学校づくり

いじめは人権侵害であるばかりでなく、犯罪になりかねない行為であることを認識し、すべての教育活動において、いじめのない学校づくりに向けた指導を行う。

① 学級づくり及び学習指導の充実

- ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、生徒が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

- ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を涵養する。
- イ 「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる人権感覚を涵養する。

③ 特別活動の充実

- ア 特別活動の特質である集団活動を通して、望ましい人間関係を築く力を育てる。
- イ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ウ 生徒会活動において、全学年で関わる「佐渡中等集会」を実施し、その中でいじめ防止をテーマにしたディスカッションを行い、生徒自身が「いじめを許さない」及び「いじめを起こさない」意識と態度を育む。

④ 人権が守られる学校づくりの推進

- ア 生徒一人一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。
- イ 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。
- ウ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

ア PTA総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ県民運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校評価を活用するなどして、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について改善を図る。

(3) ネットいじめへの対応

① 携帯電話、スマートフォン等の学校への持ち込みを禁止する。やむを得ない理由で校内に持ち込む場合は必ず電源を切る。前期生は登校時に学級担任に預けることとする登下校中の利用も原則禁止とする。

② 技術・家庭及び情報の授業やホームルーム活動において、生徒一人一人にインターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方や情報モラルについて指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。

ア インターネットに個人情報(他人の情報を含む)をむやみに掲載しないこと

イ インターネットを介して他人の誹謗・中傷を絶対にしないこと

ウ 有害サイトにアクセスしないこと

③ 警察、行政機関、各種団体等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう研修会を実施するなど啓発に努める。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめの定義と照らし合わせ、いじめを積極的に認知し、認知もれのないようにする

② 生徒等からの聴き取りは、「生徒指導メモ<聴き取り用紙>」を使い情報を共有する。

③ 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、生徒が「SOS」を出しやすい雰囲気づくりと指導を行う。

(2) 早期発見のための手立て

① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。

② 原則月1回、記名式アンケート「心の体温計」や無記名アンケート、ハイパーQUなどを効果的に組み合わせ実施し、アンケート後の面談を計画的に実施し、生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。また、その情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

③ 「いじめの実態を把握するための調査」は、生徒が安心していじめを訴えられるように工夫し、定期的及び随時実施する。

④ 関係職員が「生徒の様子」を記入し、情報を共有する。その情報をいじめ対策委員会で共有することで、一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応できるようにする。

⑤ 学級担任と生徒の面談及び学級担任と保護者との面談について、それぞれ年間2回以上設定する。

⑥ 生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい体制を整え、必要に応じて教職員もアドバイスや意見を求めることができるようにする。

⑦ 生徒や保護者に対して、学校内外のいじめの相談・通報窓口を周知する。

4 いじめ発見後の取組

(1) 「いじめ発生時の対応フローチャート」に沿った対応

(2) 実施する詳細な取り組み

① 調査方法、分担等の決定

ア 関係生徒等への事実関係の聴き取り

イ 関係生徒の保護者への連絡

ウ 緊急アンケートの実施

エ 関係機関(県教育委員会、警察、福祉関係、医療関係等)への連絡、報告と連携の要請

② 指導方針の決定、指導体制の確立

- ア 学級、学年への指導、支援
- イ 被害者、加害者への指導、支援
- ウ 関係学級の生徒等への指導、支援
- エ 保護者との連携
- オ 県教育委員会との連携
- カ 関係機関との連携

③ 指導等に係わる留意事項

- ア 被害の訴えを受けた教員は、聴き取った内容をいじめ対策推進教員（不在時は教頭）へ報告する。
- イ 管理職、いじめ対策推進教員・生徒指導主事、学年主任、担任、必要な教員により1次判断を行う。
- ウ 1次判断後はいじめ等の態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の状況等について、事実関係を正確に把握する。
- エ 事情聴取や指導の際は、対応方針や配慮すべきことを情報共有してから行う。
- オ 緊急対応の必要性や重大事態に該当するかを判断するために、「自殺（企図）」、「不登校」、「身体への重大な傷害」、「金品等の重大な被害」、「精神的な被害」等の状況については正確に把握する。
- カ 事実関係の確認は以下の点に留意する。
 - ・ いじめの状況、きっかけ等について関係者が話しやすいように最大限配慮した環境の中で聴く。
 - ・ 事情聴取を行う際には原則として、被害者→周囲にいた者（客観的状況を把握している者）→加害者の順序で行う。
 - ・ 事実の確認が行われた後は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、情報を整理・共有し、対応を協議する。
 - ・ 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言をしない。
- キ いじめ対策委員会で今後の支援や指導方針について決定した後は、速やかに全職員に周知するとともに、事案に関する情報を共有した上で、全校体制による支援や指導を速やかに実施する。
- ク 発達障害を含む障害や特性のある生徒に対しては、関係機関と連携し、適切に理解した上で指導に当たる。

5 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 生徒・保護者への働きかけ

- ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を丁寧に聴き取った上で決定する。
- ④ いじめた生徒が二度といじめとなる行為を起こさないよう、当該生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら継続的に指導・援助する。
- ⑤ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。
- ⑥ 当該生徒だけでなく学年やクラス、部活動において被害・加害生徒に関係する生徒へも定期的に話を聞き、いじめとなる行為が行われていないか徹底的に確認する。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする意識と態度を育む。
- ② はやし立てたり傍観していたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせよう勇気を持つように指導する。
- ④ 事案によっては必要に応じ、精神的なケアを適切に行う。

(4) ネットいじめにおける留意事項

ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、県教育委員会等と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

(5) 警察との連携

- ① いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団となって、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、組織的な見守り、面談、必要な指導・援助を行う。その中で、いじめにかかる行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること、及びいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認し、いじめが解消している状態と判断する。

6 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に速やかに報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し適切な援助を求める。
- (2) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査は、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (3) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒や保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法によりその説明を行う。
- (4) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (5) いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

7 いじめ防止に係る取組の改善

いじめ防止の取組並びに新潟県立佐渡中等教育学校いじめ防止基本方針において、国や県の動向に応じて適宜見直しを図る。また、本行動計画についても同様に見直しを図ることとする。その際、いじめ対策委員会を中核として学校全体が情報を共有してから組織的に取り組んでいるか、保護者との情報共有を徹底しているか、取組が円滑に遂行され成果が上がっているか、国や県がいじめ防止に係る方針等に沿って行われているかを見直しの観点とする。

令和3年9月網掛け部分について改訂